

令和8年度

東成瀬村職員採用試験
(大学卒業程度・高校卒業程度)

受験案内

受付期間 8月5日(水) ～ 8月26日(水)

試験日 (第1次試験) 9月20日(日)

試験場 秋田県市町村会館

問い合わせ
申込書請求
受験申込

東成瀬村総務課 職員採用担当
電話：0182-47-3401
〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

東成瀬村職員採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度 一般行政	若干名	一般的な行政事務に従事します。
高校卒業程度 一般行政	若干名	一般的な行政事務に従事します。
高校卒業程度 一般行政 (キャリア枠)	若干名	一般的な行政事務に従事します。

2 受験資格

(1) の資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

大学卒業程度 一般行政	ア 平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。 イ 平成17年4月2日以降に生まれた者で大学卒または令和9年3月卒業見込の者。
高校卒業程度 一般行政	平成8年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者。 ただし、学校教育法による大学を卒業した者もしくは令和9年3月卒業見込の者またはこれらに相当する学歴を有すると認められる者は受験できません。
高校卒業程度 一般行政 (キャリア枠)	ア 昭和52年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。 イ 令和8年6月30日時点で行政機関、民間企業等において職務経験が通算3年以上ある者。 ※ 職務経験年数は、週30時間以上の勤務（常勤職員、非常勤職員、アルバイトなど雇用形態は問わない）を1年以上継続した期間の合計とし、1か月未満の期間は合算しないものとします。

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・本村職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

ア 大学卒業程度及び高校卒業程度

＜教養試験＞	
出題形式	出題分野
5肢択一式 40題・2時間	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
＜検査（性格特性検査）＞	
150題・20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

イ 高校卒業程度（キャリア枠）

＜教養試験＞	
出題形式	出題分野
4肢択一式 60題・1時間	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 ※ 基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。 ※ 「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。
＜検査（性格特性検査）＞	
150題・20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

(2) 第2次試験

試 験	方 法
口述試験 作文	個別面接により主として人物についての試験 主として文章表現力等についての試験

(3) 資格調査等

資格調査
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。 なお、受験者の個人情報、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、個人情報保護法に基づき適正に管理するとともに、目的以外のために使用することはありません。

4 試験日及び場所

(1) 大学卒業程度及び高校卒業程度

区 分	第 1 次試験	第 2 次試験
日 時	令和 8 年 9 月 2 0 日 (日)	第 1 次試験合格者に通知します。
受付開始	午前 9 時	
試験説明	午前 9 時 4 5 分～午前 1 0 時	
教養試験	午前 1 0 時～正午	
検 査	午後 0 時 1 0 分～午後 0 時 3 0 分	
場 所	住 所：秋田市山王 4 丁目 2－3 会場名：秋田県市町村会館	

(2) 高校卒業程度 (キャリア枠)

区 分	第 1 次試験	第 2 次試験
日 時	令和 8 年 9 月 2 0 日 (日)	第 1 次試験合格者に通知します。
受付開始	午前 9 時	
試験説明	午前 9 時 4 5 分～午前 1 0 時	
職務基礎力	午前 1 0 時～午前 1 1 時	
検 査	午前 1 1 時 1 0 分～午前 1 1 時 3 0 分	
場 所	住 所：秋田市山王 4 丁目 2－3 会場名：秋田県市町村会館	

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

また、試験中の携帯電話の使用 (時計代わりの使用を含む) は認めません。

5 合格者発表

第 1 次試験合格者発表	令和 8 年 1 0 月中旬	庁舎前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	令和 8 年 1 1 月中旬	

6 合格から採用までの経路

(1) 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) この名簿からの採用は、令和 9 年 4 月以降の予定です。

7 給 与

初任給は原則として現行では大学卒業程度が 2 3 3, 8 4 4 円、高校卒業程度が 2 0 1, 8 9 2 円ですが、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 試験申込書の請求

① 役場へ直接請求 総務課職員採用担当窓口で配布しています。

② ファクシミリ請求 任意の様式に送付先を明記し 0182-47-3290 まで送信ください。

③ 電子メール請求 本文に送付先を明記し、メールタイトルを「職員採用試験資料請求」としたうえで soumu-h@vill.higashinaruse.akita.jp まで送信ください

※ ②③の締切は 8 月 1 4 日 (金) 正午とします。送付先記載に不備のある請求には対応しません。

(2) 申込手続

- ① 持参の場合 試験申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1葉を貼って、総務課職員採用担当宛に提出してください。
- ② 郵送の場合 ①と同じものと、宛先を明記したレターパック（その他配達証明の可能な方法によるものも可）を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きしてレターパック等で郵送してください。（※普通郵便での送付による事故には対応できません。）

※ 受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

(3) 受付期間

令和8年8月5日（水）～8月26日（水）

申込受付時間は土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までです。

郵送の場合は8月26日（水）までに届いたものに限り受理します。

(4) 提出書類等

- ① 試験申込書及び自己紹介書 各1部（所定の様式を使用してください。）
- ② 受験料 不要

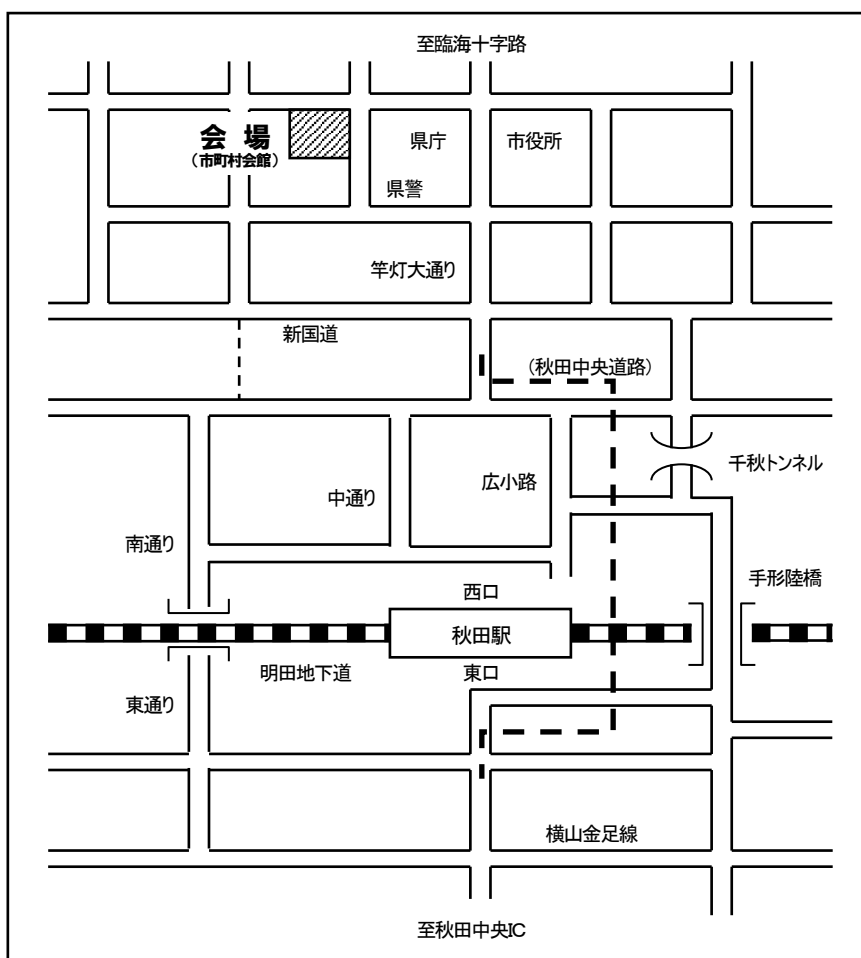
9 試験結果の開示

- (1) この試験の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできません。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類（マイナンバーカード等）を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までの間に総務課窓口へ直接おいでください。
- (4) 第1次試験の開示は、不合格者に対してのみ行い、第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、第1次試験合格発表の日から1か月間とします。
- (5) 第2次試験の開示は、第2次試験受験者に対して行い、総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、最終合格発表の日から1か月間とします。

10 その他

- (1) 申込を受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。
- (2) この試験の第1次試験は「秋田県町村等職員採用統一試験」として、試験実施団体（秋田県町村会）に委託し、他の自治体等と同一会場で行われます。

秋田県町村等職員採用統一試験会場 秋田県市町村会館（秋田市山王4丁目2-3）



※駐車場及び駐輪場はありませんので公共交通機関等でご来場ください。

■公共交通

秋田駅(西口)バスターミナル

中央交通線、臨海営業所線、県立プール線、寺内経由土崎線、サンパーク線 ・ 所要時間約15分

… 「県庁市役所前」下車 ・ 徒歩3分

新屋西線 ・ 所要時間約15分 … 「市町村会館前」下車 ・ 徒歩1分